

志摩幼保園高台移転事業設計業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、志摩市が発注する、志摩幼保園高台移転事業設計業務（以下「本業務」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結するため、本業務に関し提案を求め、最も優れた者と委託契約を締結することを目的とし、公募型プロポーザル方式の実施について必要となる事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要領において、公募型プロポーザル方式とは、本業務の概要、参加資格等を公表して参加業者を募り、申込者の参加資格を確認し、本業務についての発想、課題解決方法、取組み体制等に関する技術提案書等の提出を求め、提案者の創造性、技術力、経験等を総合的に審査し、本業務の内容に最も適した契約交渉相手方を決定する方式をいう。

(手続き開始の公告)

第3条 市長は、本業務の公募型プロポーザル方式参加業者を募集する場合には、次の事項を公告するものとする。

- (1) 公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）
- (2) その他必要と認める事項
 - 2 前項の公告は、次によるものとする。
 - (1) 志摩市ホームページ等
 - (2) 志摩市健康福祉部 こども家庭課窓口での閲覧

(募集要項)

第4条 募集要項は、次に掲げる事項を記載するものとする。

項目		主な内容
1	業務の概要	業務名、業務の目的、業務内容、履行期限など
2	見積限度額	見積限度額
3	実施型式	公募型
4	参加資格	必要な参加資格
5	参加表明	参加表明書類の提出方法、提出先及び提出期限
6	日程	全体スケジュール、受託候補者の決定までの手続きの流れ

7	提案書作成方法	提案書の提出方法、提出先、提出期限及び注意事項など
8	審査方法	審査の項目・配点、審査型式（ヒアリング、プレゼンテーション等）、開催日時、場所など
9	審査結果	通知方法、通知時期など
10	提出書類の取扱い	開示や提案内容の取扱いなど
11	審査結果の公表及び情報公開	審査結果の公表方法、情報公開での取扱いなど
12	問合せ先	担当部署名、連絡先、公告の内容についての質問及び回答
13	その他	必要経費の負担、辞退の取扱い、失格事項など

（参加資格要件）

第5条 本業務のプロポーザルに参加する者は、募集要項公告日から本業務委託契約締結日までの間、次の事項に掲げる全ての要件を満たすものとします。

- (1) 募集要項で示した同種設計業務の実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 東海地方3県（愛知、岐阜、三重）に本店又は、支店、営業所として建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- (4) 令和3年11月1日時点における志摩市競争入札資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）の建築関係コンサルタント（建築一般）に登録されていること。
- (5) 志摩市建設工事等指名停止措置要綱（平成20年志摩市告示第34号。以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止措置期間中でないこと、及び三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づき、三重県より資格（指名）停止措置期間中でないこと。
- (6) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものではないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号。）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (8) 募集要項で示した技術者要件を満たしていること。
- (9) 市税（本店、支店・営業所等所在地の市町税）及び国税を完納しているものとする。

（失格基準）

第6条 次の事項のいずれかに該当した場合は、その者の本業務への参加資格を満たさなかったものとみなし、失格とする。

- (1) 募集要項に定められた参加資格、配置予定技術者要件等を満たさないとき。
- (2) 募集要項に定められた提出方法によらず技術提案書が提出されたとき。
- (3) 募集要項に定められた提出期限までに技術提案書が提出されなかったとき。
- (4) 募集要項により提出を求められた諸様式について、記載すべき事項が記載されていないとき。
- (5) 提出を求められた諸様式について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (6) 本業務のプロポーザル手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき。
- (7) その他本要領、募集要項に違反する等、本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

(参加表明書の提出等)

第7条 本業務のプロポーザルに参加する者は、参加表明書(第1号様式)を提出するものとする。

(参加辞退)

第8条 前条の規程により本業務の参加申込みを行った者(以下「参加表明者」という。)は、契約の相手方が決定するまでは、いつでも参加を辞退することができる。この場合において、辞退届(様式は自由)を志摩市健康福祉部こども家庭課へ提出するものとする。

2 前項の規定により、参加を辞退した者については、これを理由として以後の入札参加資格等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(提案者の選定)

第9条 志摩幼保園高台移転事業設計業務プロポーザル方式選定委員会(以下「選定委員会」という。)は、第7条により参加資格を有するものから第2次審査の技術提案書(第12号様式)を提出することができる者(以下「提案者」という。)を選定するため、第1次審査の参加表明書及び技術提案書について評価基準に基づき書類審査(以下「第1次審査」という。)を実施し、高得点者上位から最大5者を選定し、選定結果を書面にて市長に報告するものとする。

2 市長は、提案者に対し、第1次審査による選定通知書(第13号様式)により通知する。

3 選定委員会は、参加申込者が複数でない場合は、第1次審査の結果により提案者として選定しない。

(非選定理由の説明)

第10条 市長は、前条第1項により提案者として選定されなかった者(以下「非選定者」という。)に対して、第1次審査による非選定通知書(第14号様式)により通知する。

- 2 前項の通知は、前条第 2 項の通知と同時に行うものとする。
- 3 非選定者は、第 1 項の規定による通知の日の翌日から起算して 7 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面（第 11 号様式）により、非選定の理由について説明を求めることができる。
- 4 市長は、非選定の理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して 10 日以内に、書面により回答しなければならない。

（受託候補者の特定）

第 11 条 選定委員会は、提案者の第 2 次審査用技術提案書、本業務に対する提案者の意欲、理解力及び提案内容をより理解するためのヒアリング（プレゼンテーション、デモンストレーション）等（以下「第 2 次審査」という。）を行う。

選定委員会は、評価基準に基づき点数化して評価の上最優秀者と次点者を特定し、その結果を書面にて市長に報告した上で、最優秀者を本業務の受託候補者として、契約の交渉相手方に決定するものとする。

- 2 選定委員会は、審査が完了した場合は、その結果を指定した期日までに前項により決定した最優秀者に特定通知書（最優秀者）（第 15 号様式）により通知し、次点者には特定通知書（次点者）（第 16 号様式）を通知する。
- 3 選定委員会は、審査の結果により、最優秀者及び次点者を特定しない場合がある。
- 4 次点者は、第 1 項の規定による通知の日の翌日から起算して 7 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面（第 11 号様式）により、次点の理由について説明を求めることができる。
- 5 市長は、次点の理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して 10 日以内に、書面により回答しなければならない。

（非特定理由の説明）

第 12 条 市長は、前条第 1 項の第 2 次審査により非特定となった者（以下「非特定者」という。）に対し、非特定通知書（第 17 号様式）により通知する。

- 2 前項の通知は、前条第 1 項の通知と同時に行うものとする。
- 3 非特定者は、第 1 項の規定による通知の日の翌日から起算して 7 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面（第 11 号様式）により、非特定の理由について説明を求めることができる。
- 4 市長は、非特定の理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して 10 日以内に、書面により回答しなければならない。

(審査結果の公表)

第 13 条 市長は、第 11 条による審査結果について、速やかに志摩市ホームページにて公表するものとする。

(契約の締結)

第 14 条 第 11 条第 1 項により決定された契約交渉相手方に対し、本業務の仕様等について協議し、契約を締結するものとする。

2 第 11 条第 1 項により決定された契約交渉相手方について、辞退、失格その他の理由により本業務の契約を締結することができなくなったときは、次点者に対し、本業務の仕様等について協議し、契約を締結するものとする。

(留意事項)

第 15 条 本業務のプロポーザル実施にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 参加申込、提出書類の作成・提出、ヒアリング等への参加等に関する一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 本業務のプロポーザル実施にあたり、不正行為を行った者又は提出を求められた諸様式に虚偽の記載を行った者は、指名停止措置要綱に基づき、指名停止を行う場合がある。
- (3) 提出期限以降の参加表明書、技術提案書及び諸様式（以下「提出書類」という。）の差し替え、引き換えは原則として認めない。（ただし、技術提案書の内容を確認するため、追加資料を求めた場合はこの限りでない。）
- (4) 提出書類については、返却しない。
- (5) 提出書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。
- (6) 提出書類については、非公表とする。

(その他)

第 16 条 本要領に定めのない事項については、選定委員会等において別途協議し決定するものとする。

附 則

この要領は、令和 3 年 11 月 17 日から施行する。

第1号様式

(公募型)

令和 年 月 日

志摩市長 橋爪 政吉 様

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

参 加 表 明 書

志摩幼保園高台移転事業設計業務に係る公募型プロポーザルに参加したいので申請します。
なお、募集要項4.参加資格要件を満たすこと並びに記載内容及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

添付書類:配置技術者一覧(第2号様式)

:協力事業者の内容等(第3号様式)

:設計事務所の主要業務実績(第4号様式)

:管理技術者の業務実績等(第5号様式)

:意匠主任技術者の業務実績等(第6号様式)

:構造主任技術者の業務実績等(第7号様式)

:設備主任技術者の業務実績等(第8号様式)

:道路設計担当技術者の業務実績等(第9号様式)

※第3号様式は担当主任技術者に協力事業者の職員を置く場合に必要となる。(提出時にはこの注意書きも含めて添付しない様式を消去する事)

連絡担当者

所属

氏名

電話

FAX

E-mail

配置技術者一覧

配置技術者	氏名／所属企業	協力事務所を活用する理由
1 管理技術者	氏名 所属	
2 意匠主任技術者	氏名 所属	
3 構造主任技術者	氏名 所属	
4 設備主任技術者	氏名 所属	
5 道路設計担当技術者	氏名 所属	

※ 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第3号様式

○ 協力事務所の内容等

1	事務所名		代表者名	
	所在地			
	分担業務分野			
	配置技術者名			
	協力を受ける理由 及び具体的な内容			
2	事務所名		代表者名	
	所在地			
	分担業務分野			
	配置技術者名			
	協力を受ける理由 及び具体的な内容			
3	事務所名		代表者名	
	所在地			
	分担業務分野			
	配置技術者名			
	協力を受ける理由 及び具体的な内容			

※用紙の大きさは、日本工業規格A4とする

第4号様式

設計事務所の主要業務実績

設計事務所として行った、認定こども園等設計実績を記載する。募集要項4.(1)①に該当する実績を最上位とし、規模の大きいものから優先し記載すること。

施設(業務)名 および発注者	用途	構造・規模	業務期間	種別
		延べ床面積		
			年 月 ~ 年 月	
		m ²	年 月 ~ 年 月	
			年 月 ~ 年 月	
		m ²	年 月 ~ 年 月	
			年 月 ~ 年 月	
		m ²	年 月 ~ 年 月	

過去の受賞実績

受賞した賞	用途	構造・規模	業務名	受賞年月日
		延べ床面積		
		m ²		

所属技術職員数

資格	人数
一級建築士	
二級建築士	
建築設備士	
合計	

備考

- 1 業務名には、受注した設計業務名を記入すること。
 - 2 構造・規模には、構造種別、地上階数/地下階数を記入すること。(例:RC-4/1)
 - 3 複数の資格を有する職員についてはいずれか一つの資格の保有者として取り扱う。
 - 4 構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士は一級建築士として記入すること。
 - 5 記載した業務実績について設計を行ったことがわかる書類を添付すること。
 - 6 受賞実績がわかるものを添付すること。
- ※ 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第5号様式

○ 管理技術者の業務実績等

フリガナ 氏名	〔実務年齢 年 〕			
資格名 取得年月	一級建築士		〔取得年月: 年 月〕	
			〔取得年月: 年 月〕	
			〔取得年月: 年 月〕	
主な業務実績				
設計業務名および 発注者	構造・階数・ 延べ床面積	業務期間	立場	同種・類似別
		年 月 ～ 年 月		同種 ・ 類似
		年 月 ～ 年 月		同種 ・ 類似
		年 月 ～ 年 月		同種 ・ 類似
主な手持設計業務量 (令和3年11月17日現在の手持ちの設計業務)			(合計 件)	
業務名	発注者	履行期間	立場	
備考				
<p>1 実務経験年数について1年未満は切り捨てること。</p> <p>2 立場とは、その業務における役割分担(管理技術者、意匠主任技術者)をいう。</p> <p>3 主な業務実績は、3件以内で記載すること。</p> <p>4 同種業務実績がない場合は、類似業務を1件記載すること。</p> <p>5 同種・類似別欄は、該当に○で囲むこと。</p> <p>6 記載した認定こども園等設計業務を本人が行ったことがわかる書類を添付すること。</p> <p>7 必要な免許の写しを添付すること。</p>				

※ 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第6号様式

○ 意匠主任技術者の業務実績等

フリガナ 氏名	〔実務年齢 年 〕			
資格名 取得年月	一級建築士		〔取得年月: 年 月〕	
			〔取得年月: 年 月〕	
			〔取得年月: 年 月〕	
主な業務実績				
設計業務名および 発注者	構造・階数・ 延べ床面積	業務期間	立場	同種・類似別
		年 月 ～ 年 月		同種 ・ 類似
		年 月 ～ 年 月		同種 ・ 類似
		年 月 ～ 年 月		同種 ・ 類似
主な手持設計業務量 (令和3年11月17日現在の手持ちの設計業務) (合計 件)				
業務名	発注者	履行期間		立場
備考				
<p>1 実務経験年数について1年未満は切り捨てること。</p> <p>2 立場とは、その業務における役割分担(管理技術者、担当主任技術者、担当技術者など)をいう。</p> <p>3 主な業務実績は、3件以内で記載すること。</p> <p>4 同種業務実績がない場合は、類似業務を1件記載すること。</p> <p>5 同種・類似別欄は、該当に○で囲むこと。</p> <p>6 記載した認定こども園等設計業務を本人が行ったことがわかる書類を添付すること。</p> <p>7 必要な免許の写しを添付すること。</p>				

※ 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第7号様式

○ 構造主任技術者の業務実績等

フリガナ 氏名	〔実務年齢 年〕		
資格名 取得年月	一級建築士	〔取得年月: 年 月〕	
		〔取得年月: 年 月〕	
		〔取得年月: 年 月〕	
主な業務実績			
設計業務名および 発注者	構造・階数・ 延べ床面積	業務期間	立場
		年 月 ～ 年 月	
		年 月 ～ 年 月	
		年 月 ～ 年 月	
主な手持設計業務量 (令和3年11月17日現在の手持ちの設計業務)			(合計 件)
業務名	発注者	履行期間	立場
備考			
<p>1 実務経験年数について1年未満は切り捨てること。</p> <p>2 立場とは、その業務における役割分担(管理技術者、担当主任技術者、担当技術者など)をいう。</p> <p>3 主な業務実績は1,000㎡以上の設計業務を3件以内で記載すること。</p> <p>4 記載した設計業務を本人が行ったことがわかる書類を添付すること。</p> <p>5 必要な免許の写しを添付すること。</p>			

※ 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第8号様式

○ 設備主任技術者の業務実績等

フリ 氏 名	〔実務年齢 年 〕		
資格名 取得年月	〔取得年月: 年 月〕		
	〔取得年月: 年 月〕		
	〔取得年月: 年 月〕		
主な業務実績			
設計業務名および 発注者	構造・階数・ 延べ床面積	業務期間	立場
		年 月 ～ 年 月	
		年 月 ～ 年 月	
		年 月 ～ 年 月	
主な手持設計業務量 (令和3年11月17日現在の手持ちの設計業務) (合計 件)			
業務名	発注者	履行期間	立場
備考			
<p>1 実務経験年数について1年未満は切り捨てること。</p> <p>2 立場とは、その業務における役割分担(管理技術者、担当主任技術者、担当技術者など)をいう。</p> <p>3 主な業務実績は1,000㎡以上の設計業務を3件以内で記載すること。</p> <p>4 記載した設計業務を本人が行ったことがわかる書類を添付すること。</p> <p>5 必要な免許の写しを添付すること。</p>			

※ 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第9号様式

○ 道路設計担当技術者の業務実績等

氏名	[実務年齢 年]
資格名 取得年月	[取得年月: 年 月]
	[取得年月: 年 月]
	[取得年月: 年 月]
備考	
1 実務経験年数について1年未満は切り捨てること。	
2 必要な免許の写しを添付すること。	

※ 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第10号様式

技術提案書(第1次審査書類)

令和 年 月 日

志摩市長 橋爪 政吉 様

令和 年 月 日付けで、志摩幼保園高台移転事業設計業務に係る公募型プロポーザルに関し、別添技術提案書類(技術提案書(本紙)、業務内容に対する技術提案書(任意様式))を提出します。

提出者

〒

住所

商号又は名称

代表者名

電話番号

印

【連絡先担当者】

商号又は名称

担当部署

氏名

電話番号

FAX番号

E-mail

令和 年 月 日

(あて先)
志摩市長 橋爪 政吉 様

住所
商号又は名称
代表者

印

プロポーザルに関する質問書

志摩幼保園高台移転事業設計業務プロポーザルについて、次の項目について質問します。

質問事項

注意事項

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 項目番号は付けないものとする。
- 3 質問がない場合は、質問書を提出する必要はない。

技術提案書(第2次審査書類)

令和 年 月 日

志摩市長 橋爪 政吉 様

令和 年 月 日付で、志摩幼保園高台移転事業設計業務に係る公募型プロポーザルに関し、別添技術提案書類(技術提案書(本紙)、業務内容に対する技術提案書(任意様式))を提出します。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングの参加者については以下のものとします。

提出者

〒

住所

商号又は名称

代表者名

電話番号

印

・プレゼンテーション及びヒアリングの参加者

管理技術者

所属

氏名

主任技術者(担当分野)

所属

氏名

主任技術者(担当分野)

所属

氏名

【連絡先担当者】

商号又は名称

担当部署

氏名

電話番号

FAX番号

E-mail

第1次審査による選定通知書

令和 年 月 日

様

志摩市長 橋爪 政吉

令和 年 月 日付で貴社から提出のあった志摩幼保園高台移転事業設計業務に係る公募型プロポーザルについて審査を行った結果、本業務の提案者として選定したので通知します。つきましては、募集要項に記載する期限までに技術提案書を提出していただきたく依頼します。

また、下記日程により、提出いただいた技術提案書に対するヒアリングを行いますので、出席をお願いします。

記

1. ヒアリング実施日時 令和 年 月 日 ()
時 分から 時 分まで
2. ヒアリング場所 志摩市役所
階 会議室
〒517-0592
三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22
TEL:0599-44-0282
3. 注意事項
 - 1)
 - 2)
 - 3)

第14号様式

第1次審査による非選定通知書

令和 年 月 日

様

志摩市長 橋爪 政吉

令和 年 月 日付で貴社から提出のあった志摩幼保園高台移転事業設計業務に係る公募型プロポーザルの参加申込書類については、下記の理由により選定しなかったので通知します。

なお、この通知の日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。)以内に書面(様式は自由)により、非選定理由についての説明を求めることができます。

第15号様式

特 定 通 知 書

令和 年 月 日

様

志摩市長 橋爪 政吉

志摩幼保園高台移転事業設計業務に係る公募型プロポーザルについて、同選定委員会の厳正な審査の結果、貴社が最優秀者に特定されたことを通知します。

第16号様式

特定通知書

令和 年 月 日

様

志摩市長 橋爪 政吉

志摩幼保園高台移転事業設計業務に係る公募型プロポーザルについて、同選定委員会の厳正な審査の結果、貴社が次点者に特定されたことを通知します。貴社が最優秀者に特定されるに至らなかった理由は下記のとおりです。

本件プロポーザルの技術提案書作成及びヒアリングに貴重な時間を費やし、真摯に努力していただきましたことに対し、心から感謝申し上げます。

なお、この通知の日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。)以内に書面(様式は自由)により、次点の理由についての説明を求めることができます。

非 特 定 通 知 書

令和 年 月 日

様

志摩市長 橋爪 政吉

志摩幼保園高台移転事業設計業務に係る公募型プロポーザルについて、同選定委員会の厳正な審査の結果、下記の理由により貴社が特定に至らなかったことをお知らせします。

本件プロポーザルの技術提案書作成及びヒアリングに貴重な時間を費やし、真摯に努力していただきましたことに対し、心から感謝申し上げます。

なお、この通知の日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）により、非特定理由についての説明を求めることができます。

記